

◎新潟県告示第1316号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（令和2年3月新潟県告示第339号）を次のとおり改め、令和3年1月1日から実施する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
寿町	A号棟	1.0000	寿町	A号棟	0.9758
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
(略)			(略)		